



川西市

事業者のみなさまへ

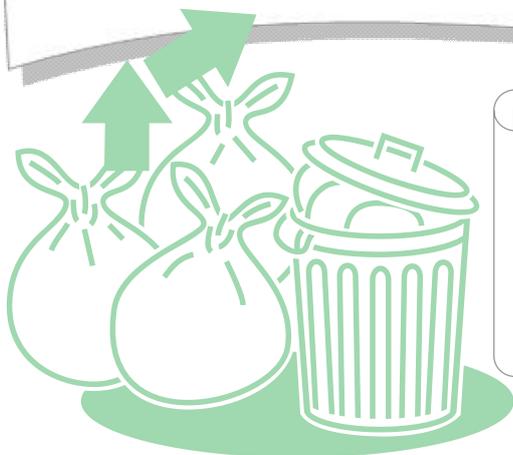
事業系ごみの分別と減量にご協力を！

お店や会社などの事業所から出るごみは家庭ごみステーションには出せません！

『事業系ごみ』とは・・・？

事業活動に伴って、会社・事務所、工場、個人商店、飲食店、理美容院、病院・医院、福祉施設、官公庁などから排出される廃棄物は、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』により、事業者自らの責任で適正に処理するものとされています。

事業系ごみは、一般家庭の生活から発生するごみと区別されています。
少量でも自己責任での処理が必要です。



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条

(事業者の責務)

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

事業系ごみの適正な処理方法

※(事業系一般廃棄物)

●市の許可業者に収集を依頼する(有料)

依頼先：川西市ホームページにある「一般廃棄物処理業許可事業者一覧表」を参照して下さい。

●国崎クリーンセンターへ直接、事業者が持ち込む(有料・予約制)

受付：月曜日から金曜日の午後1時30分から午後4時
料金：50kgまで500円(以降10kgまでごとに100円追加)

前日までに電話で予約してください。

申込先：猪名川上流広域ごみ処理施設組合
国崎クリーンセンター TEL：744-7280 FAX：744-7281
所在地：川西市国崎字小路13番地



ごみの減量・リサイクルにご協力をお願いします

ごみの減量や資源化の推進は、環境の保全や資源の有効活用に貢献するばかりでなく、事業所にも様々なメリットがあります



●各事業所における取り組み例

製造事業者

- ・長期間使用できる製品や、ごみが出にくい製品の開発
- ・不要となった場合にリサイクルしやすい製品、処理が容易な製品の開発
- ・ごみが出にくい製造ラインの整備

流通事業者

- ・通い箱(コンテナ)の活用、簡易包装の徹底
- ・リサイクルや長期間利用できる保護材や梱包材の使用

事務所

- ・紙は両面使用の徹底、電子媒体の活用など紙の使用を抑制する
- ・リサイクル製品など環境への負担が少ない製品やサービスを購入する

飲食事業者

- ・生ごみが出ない工夫や減量、及び堆肥化等のリサイクル
- ・紙製おしぼりや紙コップ等使い捨て製品の使用を控える
- ・飲み物等は使い回しできるリターナブル容器を使用する

販売事業者

- ・レジ袋の削減、簡易包装の徹底
- ・販売した製品の店頭回収及びリサイクル
- ・消費者への啓発



●一人ひとりができる取り組み例

自己啓発

- ・日頃からごみに対する意識を持ち、できることから行動を起こす

分別の徹底

- ・どうしてもごみがでる場合はきちんと分別する

ごみをつくらない

- ・自分用のコップを使う。
- ・情報の共有は掲示板や電子情報を使い、紙を減らす
- ・使い捨ての弁当ガラやボトルは使用しない。ごみ箱を近くに置かない

その他

- ・電気製品の電源をこまめにオフにする
- ・上着やひざ掛けで温度調節する

お問合せ先

川西市 美化衛生部 美化推進課

666-0152 川西市丸山台3丁目43番地

TEL : 744-1124

